

教育委員会 平成26年度3月定例会会議録

○日時 平成26年3月5日（水） 9時30分開会、11時25分閉会

○場所 鎌倉市役所 全員協議会室

○出席委員 山田委員長、朝比奈委員、下平委員、齋藤委員、安良岡教育長

○傍聴者 2人

○本日審議を行った案件

1 報告事項

- (1) 委員長報告
- (2) 教育長報告
- (3) 部長報告
- (4) 課長等報告
 - ア 鎌倉市の特別支援教育に関する考え方について
 - イ 鎌倉市いじめ防止基本方針の策定について
 - ウ 平成25年度鎌倉市教育センター事業報告
 - エ 世界遺産登録に関する取組状況について
 - オ 扇ガ谷一丁目用地のその後の状況について
 - カ 行事予定（平成26年3月5日～平成26年4月30日）

2 議案第24号

鎌倉市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について

3 議案第25号

学校医（内科）、学校歯科医、学校薬剤師の解嘱及び委嘱について

4 議案第26号

平成26年度鎌倉市学校教育指導の重点について

5 議案第27号

鎌倉市教育委員会委員長の選任について

6 議案第28号

鎌倉市教育委員会委員長職務代理者の指定について

山田委員長

定足数に達したので、委員会は成立した。これより3月定例会を開会する。
本日の会議録署名委員を下平委員、よろしくお願ひしたい。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりである。後ほど課長等報告で、世界遺産登録に関する取組状況について及び扇ガ谷一丁目用地のその後の状況について、事務局から市長部局の世界遺産登録推進担当職員を出席させたい旨の申し出があったのでこれを了承し、出席させているのでご承知おきいただきたい。では、日程に従い議事を進める。

1 報告事項

山田委員長

日程第1、報告事項に入る。

(1) 委員長報告

山田委員長

日程1、報告事項、委員長報告である。先日の定例会以来、鎌倉も二度の大雪に見舞われ、市内の教育施設や児童・生徒の被害等を心配しているが、学校施設課長からご報告をお願いしたい。

学校施設課長

学校施設には被害がなかったが、御成中の巨木が通学路上で倒木し、通学路をふさいだ形になったので、当日に業者を手配し、翌日には全て伐採して撤去した。岩瀬中学校の敷地にある樹木が近辺にあるトンネル側に倒木し、歩道をふさぐ形になった。都市整備部の作業センターに当日依頼して伐採し、除去した。校舎、生徒等に及ぶ被害は特になかった。

山田委員長

迅速に対応していただいてよかった。私の主人はたまたま出張中で、社員も出勤できなかったのも、一人孤独にずっと雪かきをしてぎっくり腰にもなったし、もう二度と、という感じだった。

その後にソチオリンピックがあり、10代の若い方々が大活躍していたのが非常に印象的で、私はよく中学校にも訪問するが、この子たちと変わらない人たちがああいう世界の舞台上で堂々とプレーし、いろんなところに配慮した立派なスピーチをしていて本当に素晴らしいと思って見ていた。世界のいろいろなところでいろいろなことが起きていて、また自分たちが知らないいろいろな職種や生き方があると、子どもたちが触れる機会をもっとあったほうが良いと常から思っており、また、「かまくら教育プラン」にも国際感覚を身につけた子どもを育成したいという項目もあるので、ご縁のあった経営者の方をお願いし、昨日、玉縄中学校で「世界で働こう」という題目のもとに講演をしていただいた。

その方は日本や海外で勉強して、自分で起業して、小さな1室から始まって今は大きな会社になり上場してという、ご自分のライフストーリーをもとに、皆さんが中学生としてどんなことを考えたらいいのかというお話をしてくださり、その後に質疑応答の時間も設けて、とても多くの子どもたちから手が挙がった。普通そういうときは2～3人質問して終わるという感じだが、10人以上質問してくれて、中でも、自分は国際弁護士になり少しでも世界の紛争地域を減らしたいとか、地球環境問題を非常に憂いているので自分で会社を興してそれを少しでも解決したいとか、そんな立派な意見があって、本当に前

途有望だと思った。一方で年収は幾らかとか、愛車は何かとか、どうしたらお宅の会社に入れるのかとか、楽しい質問があつてあつという間に1時間が過ぎた。ふだん接する先生方とは違う大人からいろいろな刺激を受ける機会も今後増やしていけたらと思った。

私ども委員もこの後、小・中学校の卒業式に伺い、祝辞を述べさせていただくが、それについては次回の定例会で報告する。

(2) 教育長報告

安良岡教育長

今、委員長からもお話があつたが、3月13日が中学校の卒業式、3月20日が小学校の卒業式となっているので、委員の皆様にはご出席よろしくお願ひしたい。

この後、各小・中学校に本を寄贈していただけるということで、鎌倉市内にある銀の鈴社から小学校・中学校それぞれ1校当たり80冊程度の本を寄贈していただける。あわせて立川工務店さんからもその本に合わせた本立てを寄贈していただけるということで、この後いただく予定になっているので、ご紹介しておきたいと思う。

以上である。

(3) 部長報告

教育部長

今、鎌倉市議会、2月定例会が開かれている。今までの状況についてご報告をしたい。

2月定例会一般質問が2月12日から始まった。代表質問はその翌週の2月19～21日の3日間、予算に関する質問について行われた。その翌週の2月24日には教育こどもみらい常任委員会が開かれ、明日から予算特別委員会が始まる。教育委員会の所管については3月11日に審議される予定である。これまでの一般質問、代表質問の中で主だった質問について、ご報告をしたいと思う。

先般、平成26年度の第3期の基本計画が決まり、その細かい事業の実施計画も決まった。その重点事業についての質問が目立った。教育部に関しては、放課後子ども教室の拡大等についての質問があり、現在、稲村ヶ崎小学校で行われているが、実施計画の中では26年、27年、28年という3年間で、今泉小学校にも一つ拡げ、26年度は試行期間として捉えて、27年度から本格実施していく。それはどのように進めていくのかというご質問があつた。もう一つは、中学校給食の実施もこの実施計画の中にあり、26～28年の3カ年の間に検討・準備して、29年度から本格実施に入ると掲げている。その進め方、内容、中学校給食を実施についてご質問があつた。今、教育委員会ではデリバリー式、一定の業者が工場でお弁当をつくり、子どもから希望をとって各学校に配付して、それを給食とする方法を考えていると説明した。

もう一つは、図書館の運営のあり方。全国的にも、例えばツタヤの方式だとか指定管理方式がある。鎌倉市はどのように考えていくのか。これは実施計画とは関係ないが、そういった質問も2・3あつた。

図書館運営については各市の状況も調べながら、いかに市民のサービスに影響があるかどうか検討、情報収集しているという段階だという答弁をした。

それから、ほぼ全会派から、学校の教室への空調設備の設置について、どのように進めていくのかという質問があった。重点事業の中では、26年から28年までの3年間全て、中学校の施設整備分野で検討と書いてある。議員からは3年間も何を検討するのか、あるいは小学校についてはどうするのかのご質問があった。実施計画そのものについては、企画財政、市長、理事者が事業の実施について決定するので、我々としては早くやっていきたいものの、市全体で取り組んでいく方針を打ち出していくことも必要なので、今後検討する中で少しでも早くできるよう、すぐ動ける準備はしておきたいと答弁した。

2月24日の教育子どもみらい常任委員会でも市民から、やはり学校への空調設備の設置を早期に設置してくれという陳情が出た。委員会でも同じようなやりとりがあり、全会一致で陳情は採択された。その内容について、市長、副市長にも私どもから報告をし、今後理事者も検討いただけるものと理解している。以上である。

文化財部長

私どもの所管である世界遺産登録と文化財に関し、一般質問と代表質問の質疑の状況をご案内する。一般質問は無所属の松中健治議員と竹田ゆかり議員のお二方からご質問があった。

松中健治議員からは、鶴岡八幡宮横の保育園の建設予定地が、鎌倉時代の政所の跡地と推定される場所であることから、付近一帯の発掘調査を積極的に行うべきであるといったご質問があった。これに対し市長及び教育長から、遺跡の調査に当たっては専門家の意見を聞きながら綿密な調査計画を立てて行う必要があり、今後、国あるいは県と都の関係機関と協議を進めていくというご答弁をした。

引き続き竹田ゆかり議員からは、発掘調査で出土した遺物を学校教育に活用できないかといったご質問があった。これに対しては私から、子どもたちが鎌倉の歴史についてより深く学べる機会を増やすため、市内で出土した遺物にパネルや説明資料などをパッケージにして、小・中学校に貸し出す準備を進めているというご答弁をした。2月26日の校長会で、その貸出の内容について説明して、新年度から実施をしたいと考えている。

次に、代表質問については、神奈川ネットワーク運動を除く全会派からご質問があった。質問はおおむね各会派とも共通しており、後ほど課長等報告の場でご案内をする世界遺産登録の再推薦の取り組み、これと並行して進める歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画、この策定についての質問、もう一つが扇ガ谷一丁目に予定している（仮称）鎌倉歴史文化交流センターについての質問、これが主なものであった。

歴史的風致維持向上計画については、計画策定の意義であるとか、あるいは世界遺産との相乗効果はどうなっているかというご質問があった。それと組織体制については、どうやって望むのかというご質問があり、特に組織体制については世界遺産登録の推進を歴史まちづくりの推進と一体的に進めるため、まちづくり景観部から新たに歴史まちづくりの推進に関する事項を委任させて体制の強化を図るとともに、特命の担当の名称も、これまでの世界遺産登録推進担当から歴史まちづくり推進担当に改めるとのご答弁を市長からした。そして最後に（仮称）鎌倉歴史文化交流センターについてのご質問であるが、文化施設の整備を進めていく上での交流センターの位置づけについてのご質問があった。これに対して子どもから大人まで誰もが鎌倉の歴史的遺産、文化的遺産について学べる場、交流できる場、出土遺物の体験学習の場、さらには情報発信の場として整備をしていく旨を市長からご答弁をした。

私どもが所管する世界遺産登録と文化財に関する2月定例議会の質疑の概要は以上のとおりである。

2月定例会の全体の概要については、後ほど各委員にお配りしたいと考えている。以上である。

山田委員長

先ほど宮田部長からご報告あった空調の件で、中学校のみかという質問について、小学校はどうなるかというあたりはいかがか。

教育部長

実施計画の重点事業の中学校施設整備の中で検討されるが、中学校だけというわけにも当然いかない。資金計画をつくるためには各学校の状況もある程度チェックはしなくてはいけないので、大船中学校は改築中で、空調設備を入れることで進めている。残っているのは中学校8校、小学校16校、計24校全体で考えていく必要がある。実施計画に掲げてあるのは予算を伴うものでないので、計画は全体でやっていくことになるかと思う。そういう答弁をしている。

(4) 課長等報告

ア 「鎌倉市の特別支援教育に関する考え方」について

山田委員長

次に課長等報告に移る。まず、報告事項のア「鎌倉市の特別支援教育に関する考え方について」報告をお願いします。

教育指導課長

報告事項のア「鎌倉市の特別支援教育に関する考え方について」報告する。

議案集1ページ、それとは別に資料を用意しているのでご覧いただきたい。

「鎌倉市特別支援教育に関する考え方」は、毎年度始めに市内小中学校の全教職員に配付して内容の確認・周知を図っている。基本的な内容は、本年度と大きな変更はないが、1ページでは、現在国・県が推進している、障害のあるなしに関わらず子どもたちが共に学び共に育つ教育である「インクルーシブ教育」の推進に向けた環境づくりについて記載している。

2ページでは、チームによる支援の充実、教育的ニーズの把握、学校での支援内容について触れ、3ページでは具体的な支援の内容例を示している。5の人的支援については、人数等が○印になっているが、26年度予算が確定したところで記入していく予定である。6の研修の充実について、最後の4ページでは支援シートの取組についての内容を記載している。また、特別支援学級全校設置への取組については、本年度、西鎌倉小学校・第二中学校に開設し、順調にスタートを切ることができた。来年度は第一中学校・手広中学校に、特別支援学級を開設する。現在予定通りに準備が進んでいることを併せて報告する。

質問・意見

特になし

(報告事項アは了承された)

イ 「鎌倉市いじめ防止基本方針の策定」について

山田委員長

次に、報告事項のイ「鎌倉市いじめ防止基本方針の策定について」報告をお願いします。

教育指導課長

報告事項のイ「鎌倉市いじめ防止基本方針の策定について」報告する。

議案集2ページ、それとは別に1冊、素案として資料を用意しているのでご覧いただきたい。前回2月定例会にて途中報告した素案について、小・中学校校長会、市長部局関係各課、警察、PTA 代表団体から意見聴取をし、お手元の素案にまとめた。基本的には、前回の素案の内容に大きな変更はなく、文言整理とレイアウトの整理、及び二項目追加している。

追加事項について説明する。9ページをお開きいただきたい。(4) 人材の確保及び資質の向上の項目で、前回の素案には「人材の確保」に関する内容の記載がなかったので、最初の○印の部分を追加している。内容として、相談体制と学校の求めに応じた人派遣についてである。次に12ページについて、(2) いじめの未然防止のための措置の3つ目の○印の部分について、「また」からの後半部分になるが、校内での研修に加え、学校間での取組などの情報交換・情報共有について加筆している。なお、16ページからの「いじめ防止等を推進する体制」の中で、17ページから記載している鎌倉市における組織については、教育委員会及び市長部局でそれぞれ条例を制定して設置する必要がある組織もあることから、構成メンバー等については、現時点で考えられるものを例として記載し、全体を文章表現にした。組織の設置については、6月の市議会で上程の予定で基本方針制定後準備を進めることとなる。

質問・意見

下平委員

素案を改めて拝見したが、今後はどのように取りまとめて、公表の形になるのか、今の段階でおわりの範囲でお願いしたい。

教育指導課長

今まで関係団体等の意見を聴取し、本定例会での了承後に市長決裁をいただく。その後、これが素案から案になり、市長決裁を経て案がとれた状態で関係課に配付する。あわせて市のホームページにも載せ、市民にも確認をしていただけるようにしていきたいと考えている。

下平委員

先ほどの特別支援教育のところとも重なるが、子どもというのは親とか大人の管理下のもとが顔色を伺ったり、あるいは行動が過激になったりという傾向があるという報告もある。昔は共生社会だったと

思う。それを改めて、こういう形で考えなければいけない時代になって、現場で大人たちが全て指導管理するのではなく、子どもたちはすごく自由な発想、むしろ大人たちよりも創意工夫のある、いろいろな解決を見つけ出していくと思う。既になさっているとは思いますが、教育現場では子どもたちを巻き込んで、いろいろな取り組みや検討、解決も図っていただけたらうれしいと思う。

教育指導課長

この基本方針の中に、下平委員が言っていたように、周りの大人たちだけで取り決めて整備していくのではなく、子どもたち同士が主体的に考え方を持っていて、例えば、いじめについては悪いことだ、いけないことだと、それをお互いに確認がし合えるような教育活動を学校でやっている。それがさらに推進できるようにしていきたいと思う。

齋藤委員

子どもたちがいじめに遭ったときに、私たち大人がどういう形で子どもを見守っていくか、何かのときにすぐ助けられるか、この案で考えてくださっていると十分わかるが、学校関係の方々はとにかく学級経営、子どもとの関係をしっかりとつくりたい。学級経営が崩れたときにいじめがある。何げなく、そこに行ってぽんと蹴る。そういう症状に大人は気がつかない。なぜとなったときに、これは自分が転びそうになって当たったのだと平気で言える、そんな子どもは育ててほしくないと思う。

先日、市P連大会に出たとき、北野大さんが、「批判ばかりされた子どもは非難することを覚える。殴られて大きくなった子どもは力に頼ることを覚える。笑いにされた子どもは物を言わずにいることを覚えていく」と、こんな大事なことをおっしゃっていた。私が思ったのは、今、少子化で子どもはとても大事にされている。子どもが自由にいろいろなことを言えば、ああ、この子は賢い子だ、よくできる子だ、わかる子だと、それを家庭では自由にしまっている。私も先日、子どもを自由にさせ、愛して育てることはとても大事だが、きちんと躾なくてはいけないと話したのだが、我々大人と教育関係者だけではなく、大事なのは保護者かなと思う。学校の体制として、保護者の集まりのときに、家庭教育の大事さも伝えて、そして子どもたちを守ってほしいと、そう思っている。そして大人が、どなたでもいいから聞く耳を持っていて、甘えてこられる、頼ってこられる間柄でいてほしい、そんなことを望んでいる。いい案を出していただいて、とてもありがたいと思う。

教育指導課長

今回、市P連の役員さんたちとも、この内容についていろいろと話をさせていただいた。おっしゃるように、学級経営の大切さ、保護者との連携、また小中の連携、教育委員会と学校の連携、地域も含めて、そういったものをもう一度確認をし合っていくことが大事かと思うので、またそういうことも学校に伝えていきたいと思う。

山田委員長

いじめ防止法基本方針については、前回の教育委員会でも報告いただき、その後、私どもも勉強会で詳細にご説明いただいた上で、それぞれ検討し、意見もお返ししたが、それ以外に何かご意見はあるか。

朝比奈委員

いじめは、学校だけでは気がつかないことはたくさんあるし、事情もさまざまで、簡単にプランを立てて、それに当てはまることばかりではない。一人一人を観察し切れないのも事実だろうと思う。こういうのをつくると、小さなサインを見落とさないよう先生が気をつけなくてはいけないし、家庭においては親御さんが気をつけなくてはいけない。親御さんにしてみれば、うちの子に限ってと思うだろうが、そこを何とか客観的に見られるよう、何か情報提供を差し上げることが大事だし、私ども教育委員も、我々の役割とは何だろうか悩ましいところだが、せめて学校に訪問するとき、大きな大会のときでもいいが、孤立して寂しそうにしている子はいないかとか、あるいは先生が授業中に生徒とどういうやりとりが成立しているか、授業内容が優秀かどうかというチェックよりも、人間関係がちゃんとできているのかどうかという観察をもっと強めて、それで気がつくことがあれば少しでも役に立ったらいいと思う。

私も給食だけ楽しみに行っているわけではなくて、そういう意見もあるし、この設備は危険はないかどうか、直したほうがいいのかどうかチェックしているつもりだが、一番は、もやっとしている先生だったり、あるいは給食をともにするときに孤立して食べているお子さん、気になる子にたまに話しかけるとすごく明るい子だったりする。だけど、もしかしたら何かのきっかけで孤立してしまっているかもしれない。そんな子に気づくようにお手伝いができたらいいなと考えて、学校訪問するのを楽しみにしている。みんなで小さなサインを見落とさないような仕組みを考えていきたいと思う。

以上である。

下平委員

先ほど齋藤委員から家庭という話が出た。いじめの根っこは、もしかすると幼稚園に入る前、小学校に来る前にあるのではないかという気がしている。とても愛された子は愛されているから躰はかかるのだと思う。幾らいろいろな指導を小学校でしようと思っても、もっとも初期のころに、どれだけ家庭の中で十分な認め合いがあったかというのは重要なことで、そう考えていくと、これは教育委員会、幼稚園、小学校、中学校の世界だけで話し合っても根本的な解決にはつながらないかもしれない。そういう意味では、ほかの部局ともつながりが求められているのかなと思うが、いかがか。

教育指導課長

今回の基本方針の内容を確認していく中で、市長部局にも青少年課だとか、こども相談課、また、自殺や命を扱う市民健康課だとか、防災安全の市民安全課、そういったところにもこの内容について見ていただいて、意見をいただいた。また、日ごろから教育委員会、学校も直接連携をとれる場面もあるので、それは引き続き進めていきたい。あわせて相談体制は、教育センター等を十分整備をして進めていきたい。

幼稚園等というお話もあったが、教育センターで幼稚園・保育園・小学校との連携研修会等もあるので、先ほどの連携ということで今後も進めていきたいと考えている。

下平委員

もっと初期のころの連携も、今後必要になってくるかもしれないという気もしている。

齋藤委員

さまざまな取り組みの中で行われていく教育だが、まず学校の中で解決できるのが一番いいことではないか。それはみんなが考えていると思う。

そこで、人の配置に少しでもゆとりを持たせてほしいと思う。というのは、子どもたちが何かを求めているときに、誰かが見ていると「あっ、いた。じゃあ、ちょっと真面目にやるかな」みたいなものも一つあると思う。また、あの人にだったら打ち明けられるなどか、そういう早い段階での落ちつきを持たせられる。安心させられる。また、頑張りをその子自身が持てるようになる。それで学級、学校で解決できるよう、小さいときに抑えるというよりも、理解し、いい教育ができるような人的配置を望みたい。

ちゃんとやってくださっているのはよくわかっているが、よりそれを広くすることによって、多くすることによって、子どもたちは救われていく。そして学級崩壊は免れていく。とてもいい学級ができ、幸せな学校生活を送らせてあげられるのではないか、そんなことを願う。以上である。

山田委員長

確かに齋藤委員のお話を伺って、私たちも学校訪問すると、すごく身の上話というか、給食で隣に座った子から、実はお父さんとお母さんがこんなでとか、私はこんなことされていてと打ち明けられることがある。それについては校長先生等にフィードバックしているが、子どもはちょっとそばにいと、ぼろっと心を開いたりすることもある。担任の先生だと、みんなの目も気になって、気遣いもあると思う。逆に、何の立場もない人だと言えたりもするのかなと、結構毎回のように、こんなこと私に言ってしまうといいのかなと思うようなことを聞いたりするので、おっしゃるように、人員を配置するというのはとても大事だと思う。コスト的なものもあると思うので、学生のボランティアも入れていらっしゃると思うので、そういうのをうまく活用されるといいのかなと聞いていて思った。

(報告事項イは了承された)

ウ 「平成25年度鎌倉市教育センター事業報告」について

山田委員長

次に、報告事項のウ「平成25年度鎌倉市教育センター事業報告について」報告をお願いします。

教育部次長兼教育センター所長

報告事項ウ「平成25年度鎌倉市教育センター事業報告について」報告する。

議案集3ページと、別冊「平成25年度 事業報告」(案)をご参照いただき。まず4ページに、今年度の研修会等の概要をまとめた。教師にとって、指導と研修は両輪と考え、実践的指導力向上を最重点課題とし、研修会等を53回実施した。参加者延べ人数は1,666名となっている。

5ページ中段をご覧ください。幼児教育研究協議会を1月29日に開催した。219名というたくさんの参加があった。全体会で本年度の幼児教育事業についての基調報告を行い、その後、4つの分科会

に別れ、幼稚園・保育園・小学校からの実践報告と協議を行い、幼・保・小の連携を深めることができた。

6ページをご覧いただきたい。今年度の研究会の活動内容を記載した。今年度は、三つの研究会が研究のまとめとして報告書を作成する。(1)教育課程研究会では道徳資料集「続かまぐらひの話」を発行する。また、(4)教育課題研究会では「かまぐらひの子の意識と実態調査研究 第10集」を6月に発行する。

7ページ～20ページには各種研修会の報告を記載した。実践的な指導力向上のための研修としては鎌倉の自然や歴史的文化遺産を活用した教育活動を推進するために8ページの地学分野のフィールドワーク、9ページの漁業体験、10、11ページの鎌倉郷土研究研修会を開催した。

11、12ページをご覧いただきたい。授業力向上研修会は経験の浅い教員の授業力向上を目的に開催しているものである。本年度は学校を会場として、音楽、図工、体育の実技研修の他、学級経営の内容で計5回の研修会を開催した。

13ページ～20ページには、「校内研修支援事業」として実施した学校課題研修会と授業づくり研修会の報告を記載している。各学校で多方面にわたる講師を招聘し、豊富な内容で開催することができた。なお、教育委員の皆様には研修会へ講師をお引き受けいただくなど、様々な場面でご協力いただき、感謝申し上げます。

21ページをご覧いただきたい。「教育情報事業」については記載の通り実施した。(2)キ 授業づくり研修会DVDの作成及び提供では、授業づくり研修会で講師が行った模範授業の様子を録画しDVDに作成したものを各学校に配付した。

22ページをご覧いただきたい。(1)相談指導事業 ア 相談業務の「いじめ相談ダイヤル」は、今年度4月から専用の電話窓口を設置している。12月末までに21件の相談があり、そのうち子ども本人からの相談は6件、保護者等からが15件であった。匿名での相談が多いため、実際に適切な措置をとることが難しい現状がある。匿名相談の場合は相談者の困り感を受け止め、再び電話できることを伝えながら、「担任の先生に相談してください。」「保護者の方はお子さんの話をよく聴いてあげてください。」など、一般的なアドバイスになる。しかし中には、相談者の情報から学校名が推測され、学校での支援によりいじめが解消された事例もあった。

ウ メンタルフレンド派遣事業については、鎌倉女子大学の女子学生6名、千葉大学の男子学生1名が登録され、12月末までに35回の派遣があった。3名の不登校児童・生徒を支援したが、いずれも状況が好転している。

エ 平成19年度より開始した、小学校の「心のふれあい相談員」の事業については、本年度も、週1回半日程度で年間134時間、各校に配置した。子どもの相談が増え、困り感を持った児童への支援が充実を図ることができるとともに、定期的な保護者からの相談の増加や、心のふれあい相談員が参加しての校内委員会やケース会議の開催など、心のふれあい相談員が小学校の教育相談体制の重要な役割を果たしている。

カ 昨年度から鎌倉市が独自にスクールソーシャルワーカーを配置し、問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて、児童・生徒の問題行動等の予防や早期解決に向けた対応を図っている。各学校からの派遣要望が多く、ケース会議、先生方への助言、保護者との面談等で活用されている。

24～25 ページをご覧ください。平成 25 年 12 月末日現在の教育センター相談室の利用状況である。(1)表、相談人数と件数等だが、相談者は 224 人、延べでは 1,987 件の相談があった。前年同期と比べて延べ相談件数が大きく増加している。また、(2)の学識等別相談対象者の内訳だが、224 人の内、小学生が 111 人 (49.6%) で一番多く、中学生が 78 人 (34.8%) となっている。(3)の相談手段としては、電話による相談が 183 人 (81.7%) を占めている。(4)相談内容の内訳については、最も多いのは「不登校・登校しぶり」で 78 人 (34.8%)、次に「性格・行動上の問題」が 32 人 (14.3%)、「学校生活」が 26 人 (11.6%)、「家族関係・養育」が 24 人 (10.7%) という状況である。

続いて、26 ページの(6)の教育支援教室「ひだまり」の通室状況をご覧ください。平成 25 年 12 月末日付けの登録者は 17 名で、うち、小学生 2 名、中学生が 15 名である。そのうち、中学校 3 年生の登録者が 5 名おり、現在進路決定に向けて在籍校と連携を取り、支援を行っている。

昨年度同期に比べて登録者が増えている。特に夏休み明けからの登録者が増えた。今年度は夏休み中に「ひだまり」の専任教員、教育支援員が中心となって、まだ「ひだまり」につながっていない不登校児童・生徒への個別支援を行った。この支援から、「ひだまり」につながった児童・生徒が多かったことが要因と思われる。以上で、平成 25 年度教育センター事業報告を終わる。

質問・意見

下平委員

先生方対象の研修会は数多く企画されているが、参加者の人数に差があるのは、開くタイミングか、そういうことで差があるのか。私も時々研修会を覗かせていただくと、いつも顔を見る先生、いろいろな研修会に出ている先生がいて、その傍ら、余り出ていない人もいるのかなと感じる。各先生が何回こういうものに参加しなければならないとか、そういう振り分けはどのようにされているのか伺いたい。

教育部次長兼教育センター所長

教員の参加体制については、学校 1 名という形で募集をかける研修もある。参加した先生から各学校でフィードバックをお願いし、あとは後半にある学校を会場としての研修会、これは各学校が学校のニーズに沿って講師を選んで、その学校の課題に対する研修を行う。これも全市的に参加を呼びかけているが、なかなか学校の都合、日程調整がうまくいかなくて、学校規模に応じて人数の多い少ないはあると思う。全市的に呼び掛けるような研修、先ほど言った 1 校 1 名の研修は夏休みを中心に行っている。

山田委員長

委員の間でもよく話しているのだが、先生方というのは、外から転職もできると思うが、その道をずっといらっしゃる方が多いと思うので、積極的に視野を広げたり、いろいろなところで見聞を広めることは、先生方自身が積極的にやっていただきたい。それが子どもたちに返っていくことが多いと、昨日、先生方もおっしゃっていた。生徒だけではなく、先生方も非常に勉強になったとおっしゃっていて、みずから自分を高めようという意識をもう少し喚起するような、それが回数なのか、どういう仕組みがいいのかわからないが、参加しなければならないというのではなくて、こんな勉強の場があ

ってありがたいという意識をもう少し持っていただきたいと感じた。

(報告事項ウは了承された)

エ 「世界遺産登録に関する取組状況」について

山田委員長

次に、報告事項のエ「世界遺産登録に関する取組状況について」報告をお願いしたい。

世界遺産登録推進担当担当次長兼文化財部次長

報告事項エ「世界遺産登録に関する取組状況について」二つの点について報告する。1点目は、「世界遺産再推薦に向けた取組」である。2点目は、不記載勧告後、再推薦に向けた取組に先駆けて行うこととした「歴史的遺産と共生するまちづくりの取組」である。

まず、1点目の「世界遺産再推薦に向けた取組」について、これまで、「武家の古都・鎌倉」の勧告を一文ずつ分析し、評価された点、評価されなかった点に分類し、評価の視点、理由等を検討・検証するとともに、新たなコンセプトのヒントを得るため、宗教学、考古学等の各分野の有識者と意見交換を行うほか、ICOMOS勧告全体の傾向を把握するため、「オランダ、トルコなど鎌倉以外の不記載勧告の分析」を行ってきた。その結果については、現在、文化庁や国内外の有識者からもご意見を伺い、最終的なとりまとめを行っているが、現時点での分析として、不記載の原因について申し上げる。

一つ目は、日本政府は、中世鎌倉の都市全体を構成資産として主張していなかったにもかかわらず、ICOMOSからは都市全体が構成資産として位置づけられ、その前提の上で評価がなされたため、文化面を除く都市的要素が不足するとして完全性が評価されなかった、不完全なものであるということとで不記載となった。

もう一つは、「鎌倉」の顕著な普遍的価値を主張する上で、結果として比較分析研究が不足し、歴史的な重要性の説明が中心となったため、個々の構成資産、重要な要素に関する価値の説明が不十分となった、といった点があげられるものと考えている。また、有識者のご意見として、鎌倉に残された有形の物証について、国内外の資産としっかり比較分析を行い、その上で、鎌倉の歴史的、宗教的、文化的意味合いなどをよりグローバルな視点で説明してはどうか、といったお話があった。さらには、「鎌倉」以外の不記載勧告の分析から、比較分析が十分かどうかという点が顕著な普遍的価値の有無の判断に直結していることがわかった。色々な点を総合すると、鎌倉の持っているモノの価値について、比較研究をもっとしっかりやる事が大事だという認識に達し、今後はこうしたご意見や分析結果などを参考とし、国、4県市とも協議しながら、新たなコンセプトや構成資産の検討をしてみたいと考えている。

なお、再推薦に向けた手順や留意点を探るために、「平泉」に関する情報収集を2月初頭に行ったほか、現在、新たな構成資産やコンセプトを検討する基礎データの再整理のため、鎌倉とその周辺エリアにおいて文化財等実態調査を実施中であるので、これらの成果もとりまとめて、再推薦に向けた取組をさらに深めていく予定である。

続いて、2点目の「歴史的遺産と共生するまちづくりの取組」については、現在、まちづくり行政と文化財保護行政の考え方を兼ね備えた「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（いわゆる歴史まちづくり法）に基づく、歴史的風致維持向上計画の策定に向けた準備作業を行っている。

まず、法を所管する国土交通省とは、これまで2回、相談の機会を得ているほか、3月には、文化庁、農林水産省を含めた3省庁によるヒアリングに臨み、計画の骨格の段階から国と意思疎通を図りながら取り組むこととしている。

また、庁内においては、歴史的風致維持向上計画の策定と世界遺産登録推進がいずれも「歴史的遺産と共生するまちづくりを進める」という共通の使命を達成する手法であることから、「世界遺産登録推進担当」の組織名称を「歴史まちづくり推進担当」に改めるとともに、歴史的風致維持向上計画の策定に向けて、副市長や関係部長による「歴史的遺産と共生するまちづくり推進検討委員会」を新たに設置する方向で準備を進めている。

平成26年度から本格的な庁内調整を行いながら、市民の皆様のご意見もいただき、平成27年度中に本計画の認定が受けられるよう、取組を進めていきたいと考えている。

その後段で申し上げた、「歴史まちづくり法」について、簡単にご説明する。裏面をご覧ください。鎌倉市の総合計画の位置づけだが、4つの考え方のうちの大きな一つの柱として、歴史的遺産と共生する街づくりを行おうというのが庁内共通の考えだ。その中の2つの大きな取組として、「歴史的遺産と共生するまちづくり」すなわち「歴史まちづくり法」を使った取組が新たに始まる。それから、これまでやっている「世界遺産登録」も今後も取組んでいく。この2本柱になる。

「歴史まちづくり法」は平成20年にできた法律だが、これができた背景としては、文化庁行政を見ると、指定文化財の保存はできたが、その周辺の環境までは手が回らない、文化財保護法ではいられない。もう一つ、景観土地行政を見ると、基本的に開発行為を規制していくという法律がある。規制はするが、積極的に歴史的環境を復元・整備していくということは視野にないということである。それから、鎌倉の場合は古都保存法がかかっており、古都保存行政は市街地の周りの自然環境を開発から守る、現状凍結して開発をさせないというのが、古都保存行政である。そうすると、市街地の中の建造物でいいものはたくさんあるが、それらは保存できないということになる。古都保存法といいながら、市街地の周りの山を守るものである、街中の古都の部分には手が出せない法律である。それぞれ特徴があるので、なかなか一本一本でカバーできないので、この3つの課題を克服する形で3つが一緒になり「歴史まちづくり法」を作ろうということで、できあがってきたところである。この法律に基づき、様々な事業に取り組んでいく結果として、その土地固有の風情、情緒、たたずまいが守られた良好な市街地の環境が作られ、維持され、後世に伝えられていくことが期待される。

一番下の意義について、なぜこんな計画を立てるのかということだが、歴史まちづくりのよりどころが、明確になっていくということがある。それから計画を立て、国の認定を受けるのだから、計画的に関連事業に取り組むことができ、国からの財政的支援も期待できる。よって計画の実現性が向上するということを意義として考えている。以上で報告を終わる。

質問・意見

山田委員長

今後、比較分析を進めていくとあるが、具体的にどんなところと比較されるのか。

世界遺産登録推進担当担当次長兼文化財部次長

比較は多面的、多角的にやらなくてはいけないが、めったやたらにやっても仕方がない。そういう意味では、ある程度分析したらコンセプトが見えてきて、コンセプトをまた磨き上げるため比較するということの繰り返しになる。今はまだ研究する段階だが、大きく三つあるかと思う。まず、鎌倉の持っている価値、鎌倉と同様の場所との比較が一つの大きな固まりとしてある。

もう一つが、個々の資産である寺とか神社、それと同様というのは難しいが、単純に類似する寺との比較をするということである。

三点目に、我々もある程度気づいてはいたが、いろいろ勉強してみるとさらに細かい点がある。例えば、鎌倉大仏と奈良の大仏を比較するとか、あるいはアジアの大きな仏像と比べるところまでは思いつくが、もう少し踏み込んで、仏像の鑄造技術同士を比較していく。この鎌倉にしかない技術かもしれない。それが物となって残っているかもしれない。例えば、禅宗のお寺には庭がある。単純に京都の枯山水と比べてどうなのかは思いつくが、鎌倉の枯山水ではなくて、水の入っている庭園の池は、どういう意味があるのか。もしかすると、鎌倉だけとか、鎌倉が発信地で、それが単なる池ではなくて文化的に意味があるかもしれない。これも薄々はわかりつつ、十分な検討・研究はされていない。こういったものを一つずつ丁寧に見つけていく。

今、私がたどたどしく例示で述べた以外にも、幾つもの視点が出てくると、そういったものを総合して、わかっているようでわかっていた鎌倉の持っている価値というものが、もう一回きちんと描き直されてくると期待している。

山田委員長

I COMOSの指摘に、物的証拠が足りない、科学的物的証拠が足りないと思ったと思うのだが、そのあたりは今後どうなさるのか。

世界遺産登録推進担当担当次長兼文化財部次長

物的証拠の足りないという、その意味合いは、現に寺、神社、切通しや櫓はいっぱいある。そこで何をもって足りないか、その足りる、足りない、のベースの違いだと思う。日本側としては今あるものをもってして、十分だと思っていた。それは鎌倉というまちの文化的、精神的な部分を物語るものとして、物証として十分あると思った。ところが、I COMOSは、鎌倉というのは都市全体の遺産であると、さまざまな要素、政治的、経済的にさまざまな要素を持ったヨーロッパの中世の都市のようなものとして推薦をされてきたのだろうという先入観を持たれていた。その先入観に基づくと、確かに文化的なものはいろいろ主張しているが、ほかには何も無いという意味で、物証が足りないと言われている。そういうふうに私は理解している。

だからといって、I COMOSが思うように、政治だ、経済だ、暮らしの跡だとか、マーケットの跡とか、そんなものは鎌倉にないから復元することもできないし、I COMOSが思っているような都市の遺産だと訴える方法は全く非現実的であると思う。世界遺産は何のためにあるかといえば、今あるものをしっかり守りたいからで、今あるものの範囲に見合ったコンセプトとかテーマをもう一回きちんと

描くことで、今後進められるかなと考えている。

山田委員長

その辺の不明瞭だったところを次の推薦書で明確にしていくということであるのか。

世界遺産登録推進担当担当次長兼文化財部次長

まさにその点が課題だと思う。

朝比奈委員

おっしゃるとおり、残っているものは僅かで、私が所属している円覚寺にしても、何度も火災に遭って復元を重ねてきている。鎌倉時代のものはないし、鎌倉自体がそんなに商業の栄えたまちではないと思われるし、大きなお屋敷、大きなお寺、古い歴史のあるご商売をしてお宅も残っているわけではない。武家屋敷も当時からあったわけではないから、それがないからだめだと言われてしまったら、返す言葉もないと思う。かといって、慌ててテーマパークみたいなものをつくって当時を再現して見せても全く意味がないと思う。

お寺から言わせてもらおうと、遺産、遺産といって、古いものを守っていただけがお寺のあり方ではなくて、もっともその宗教が自由に発展していくために、これからもっとも、言葉は適切ではないかもしれないが、開発されていく、経済地がもっとも広がっていく可能性もある。現実に円覚寺は境内の一部を横須賀線に取り上げられてしまっているわけだから、もしかしたら現実的ではない意見かもしれないけれども、もとに戻さなければいけないのかもしれないし、あるいは今までなかったものでも、もっとも広がっていくことも考えないでいいわけではない。

古いものだけを残していただくが宗教活動ではないというのが前提にあるから、この辺が行政の方とお寺や神社の方とのせめぎ合いになる点かと思う。現実に高さ制限等は、かつてあったといわれている華厳塔のような高さのある塔が建つのかどうかという話があって、教育委員ではなくてお寺の人間として、現実的な話し合いをしないといけないと思う。

いずれにしても、一回だめだったから、何がだめだったかもう一回検証していけば、いい点も出てくるのだろうと思うし、世界遺産に登録されるだけが目的ではなくて、歴史的なまちづくりとは、古いものを守るだけではなくて、鎌倉はこんなにすばらしいのだと、つくり上げていく方法の一つだと思う。

だから、見た目だけではなくて暮らしやすいまち、そういう都市がかつて歴史的にあったから、そういう都市が栄えたから後世に評価されるのであって、間に合わせてなかったものをつくることはないだろうし、逆にそれを踏まえて発展していく姿を見せるのもいいのではないかという気がする。ある意味、失敗だったわけだが、これをバネにみんなで知恵を合って、目的が何か、ぼやけないようにして、このチャンスを考えていきたいと思う。

世界遺産登録推進担当担当次長兼文化財部次長

私どもがもやもやと思っていることをうまく整理しておっしゃってくださったとされていて、全然違和感のないお話である。世界遺産は登録することが目的ではないと、正式に発言させていただきたいと思う。あくまでも、いいまちにしていくための手段である。

(報告事項エは了承された)

オ 「扇ガ谷一丁目用地のその後の状況」について

山田委員長

次に報告事項のオ「扇ガ谷一丁目用地のその後の状況について」報告をお願いします。

世界遺産登録推進担当担当次長兼文化財部次長

報告事項オ「扇ガ谷一丁目用地のその後の状況について」報告する。

報告に先立ち、資料の訂正をお願いします。(仮称)鎌倉歴史文化交流センター整備基本計画(案)の3ページ、(2)のイをご覧ください。「障害を持つ人」という表現があるが、見直しを行い、適切な表現ではないのではとの考えから、健康福祉部に確認したところ、「障害のある人」という表記にすべきとの意見をいただいた。これにより、障害のある人という表現に訂正をお願いします。

また7ページの「2」の(1)のアの「障害を持つ人」のところについても、「障害のある人」ということに訂正をさせていただく。いずれにしてもこういった表現をしたことについて、改めてお詫びを申し上げる。

引き続き報告に入る。前回12月開催の当委員会でもご報告したとおり、(仮称)鎌倉歴史文化交流センターについては、昨年10月に庁内に検討委員会を設置し、「(仮称)鎌倉歴史文化交流センター整備基本計画」の策定作業を行ってきた。お手元の資料「(仮称)鎌倉歴史文化交流センター整備基本計画(案)」をご覧ください。最後のページにある資料4の検討委員会設置要綱及び委員名簿のとおり、19課23課長及び国宝館長に参加していただき、まとめてきたものである。1ページ、「はじめに」をご覧ください。

(仮称)鎌倉歴史文化交流センターについてだが、「鎌倉には世界に誇るべき歴史と、貴重かつ豊富な歴史的遺産が現代に至るまで脈々と伝承されている。これらを守り後世に伝えることが、鎌倉に住んでいる人、訪れる人がその価値や魅力を理解し、将来に渡って鎌倉らしい魅力的なまちづくりを進めていくことにつながる。そのために、次世代を担う子どもから大人までが、鎌倉の歴史的遺産・文化的遺産を学び、体験し、交流できる場、さらには情報発信をする場としてこれらの機能を有する(仮称)鎌倉歴史文化交流センターを整備していく。なお、将来的には鎌倉の歴史や文化への理解を深め、未来に継承するための(仮称)鎌倉博物館を整備していく予定であり、(仮称)鎌倉歴史文化交流センターは、(仮称)鎌倉博物館と一体となって機能する施設となることを想定して、弾力的な整備を進めていく。」という内容で、整備の目的と意義について記載している。

次に2ページ、「1 基本理念」をご覧ください。施設の基本理念としては、「鎌倉の歴史と親しみ、その価値を未来へ継承する施設」ということで、鎌倉の歴史的・文化的価値を発信する施設としている。

次に3ページ、「2 基本方針」の部分では、(1)鎌倉の歴史的遺産・文化的遺産への理解を深める施設、(2)安全でゆとりと潤いにあふれ、人の集う施設、(3)鎌倉の新たな価値を発信する施設として、項目ごとに整理をしている。扇ガ谷一丁目用地において、今回先行的にこの(仮称)鎌倉歴史

文化交流センターを整備するが、のちに全体を（仮称）鎌倉博物館とすることにより、鎌倉の新たな文化発信拠点として位置付けることとしている。

次に4ページ、「3 展示等整備について」では、（1）展示の方向性（2）展示整備全体の配慮事項について項目ごとに整理をしている。展示の方向性としては、歴史展示、出土遺物展示、出土遺物等体験学習を行うことを予定している。中世に重点を置きつつ、全体としては鎌倉にはどのような歴史があり、どのように現在の私たちの生活に引き継がれているかがわかる展示をすること、また、鎌倉には多くの発掘された埋蔵文化財があり、現在常設で展示ができる場所がないため、ここに貴重なものを展示し、往時の鎌倉について理解を深める一助とすること等、子どもから大人まで来館者全員が楽しめる展示を整備することを目指している。

次に5ページから9ページにかけて、「4 施設整備について」記載している。まず、5ページ [1] 施設整備の方向性 としては、

- （1）施設整備の方針
- （2）災害対応への配慮事項
- （3）障害者用及び搬入用駐車場、駐輪場の整備について
- （4）庭園の整備について

項目ごとに整理をしている。

イギリス出身の著名な建築家であるノーマン・フォスターがデザインした既存建物をなるべく活かすかたちで、バリアフリー、空調、照明など最低限の改修をすること、また、庭と建物が調和した質の高い空間はできるだけそのままの状態を活用することや災害時対応が出来る施設とすること、障害者用の駐車場を設置することなどについて記載している。

次に7ページ [2] 利用者、近隣住民等への配慮事項については、

- （1）利用者への配慮事項
- （2）周辺環境及び近隣住民への配慮事項
- （3）環境への配慮事項

について項目ごとに整理をしている。

障害のある人だけでなく多様な利用者への配慮について示すとともに、当該地は閑静な住宅地であり、施設整備にあたっては近隣住民の生活環境に配慮した計画にするよう留意する旨を記載している。

次に8ページ [3] 敷地内の安全対策等については

- （1）導入ルートについて
- （2）案内図①、②の整備内容について
- （3）案内図③、④の高地の転落防止対策等について
- （4）案内図③、④の石畳の安全対策について

項目ごとに整理をしている。

交流センターとする既存建物の前面の敷地である資料1案内図の①、②を導入ルートとして広場的に整備すること、③、④の庭園内にある高所や横穴などについて安全対策を検討することとしている。

次に9ページ [4] 案内サインについては、

- （1）駅からの案内サインについて
- （2）敷地内の案内サインについて

項目ごとに整理をしている。

景観に配慮し、誰もが分かりやすいサインの設置を検討することとしている。

次に10ページから11ページ「5 扇ガ谷一丁目用地の概要および法規制」では、

- (1) 概要と法規制
- (2) 立地環境と都市計画等の規制
- (3) 用途(変更)許可について

項目ごとに整理している。当該地の法規制についてや特徴を具体的に記載している。また、当該地は第一種低層住居専用地域であり、施設整備に当たっては近隣住民の理解を得るとともに、用途(変更)許可の手続きが必要となる旨を記載している

次に12ページ、「6 管理、運営の方向性について」では、

- (1) 管理、運営方法について
- (2) 歳入確保について
- (3) 利用料金について
- (4) 開館時間・休館日について

項目ごとに整理をしている。当面、市直営での運営を検討すること、適切な利用料金を徴することなどとしている。

次に13ページ、「7 全体の博物館整備に向けて」では、

- (1) (仮称)鎌倉博物館について
- (2) 休憩機能の設置について

項目ごとに整理をしている。交流センター開設後に博物館の基本構想の策定に入っていく予定であり、有識者や市民などを交え、鎌倉にはどのような博物館が必要か十分議論していくことなどとしている。

14ページ以降には資料編として、扇ガ谷一丁目用地等の案内図、施設内の配置図、整備予定スケジュール、基本計画検討委員会設置要綱を添付している。

次に資料2「配置図」をご覧いただきたい。現時点でのおおまかな配置だが、資料2-1 A棟1階では鎌倉の文化紹介を行うスペースや、歴史展示を中心に整備していく予定である。資料2-3 B棟では、出土遺物の展示と、実際に遺物等に触れる体験ができるスペースの整備を予定している。「本整備基本計画」は、交流センター整備の礎となるものであり、今後、建築・設備の改修及び展示設計業務の仕様書等にも反映させていく予定である。

今後のスケジュールとしては、資料3のとおり本基本計画に基づいて、26年度から展示及び建築・設備の改修等の設計を行い、ある程度図面等ができてきた段階で、近隣住民等の意見を聞く場を設け、設計に反映していきたいと考えている。その後、平成27年度中の開設を目指して整備事業を進めて行く予定である。

以上が今回まとめた「(仮称)鎌倉歴史文化交流センター整備基本計画(案)」の概要である。

以上で、報告を終わる。

質問・意見

朝比奈委員

前所有者の目的は、私が個人的に又聞きで知り得ている内容としては、そもそも美術館をつくりたかったと伺っていたので、私も中まで拝見できていないのだが、あまり直さないでもそのまま使えるということなのか。

世界遺産登録推進担当担当次長兼文化財部次長

資料1の案内図を見ていただくと、既存で3番、4番に建物が建っている。今回は3番、4番の建物を活用して、バリアフリー、照明、空調、最低限の改修工事を行って、ここでもって埋蔵文化財の展示、歴史的なもののガイダンス機能を持たしていきたいと思っている。

先ほど説明させていただいた1番から4番、全体を博物館としての機能を持たせていく予定で、平成28年度からは1から4番全部をあわせた博物館について、基本構想の策定に入っていきたいと考えている。したがって、3番、4番、特に4番は地下1階地上2階建てだが、エレベーター等の設置は行わず、1階だけの整備を行い、一日も早く市民の皆さんに活用していただきたいという方針のもと、整備を進めていきたいと考えている。

山田委員長

私は中に入れていただいたが、非常に独創的で、別荘だったのだと思うが、貴重な素材を使った家具とか、プールもあったり、とても贅沢なすばらしい建築物であった。調度品とか、あるいは茶室に収納あったかはどうかわからないが、お使いにならないものはどうされるのか。

世界遺産登録推進担当担当次長兼文化財部次長

持って出られる調度品はほとんどお持ちになって、要するに建物と土地を鎌倉市で取得した形になっている。キッチンとか、ウォークインクローゼットだとか、こういうものがそのまま残っている。これは作りつけの家具になっているので、これはいずれ撤去する。ただ、撤去すると、これは市の費用でやらなければいけないので、例えば冷蔵庫だとか、ワインセラーだとか、そういう食器を入れるものも造りつけなので、確定はしていないが、古道具屋さんみたいなところで買っていただくとか、使っていたとか、そういう方向性も模索して、とにかく、いい物なので撤去して処分するのは芸がないかなど。もう少し知恵を絞るべきだと思うので、来年度になった段階で具体的に検討を始めたいと思っている。

安良岡教育長

近隣住民への配慮事項に入場者数の制限とあるが、遠足のある5月ごろは小・中学生が多数来ること予想される。どういう入場者数の制限をお考えであるか。

世界遺産登録推進担当担当次長兼文化財部次長

5月だけではなくて、一番心配しているのがオープン当初で、近隣3自治会を対象に既に7回説明会を行っている。1番から右折をして3番、4番にアプローチする道路は、基本的に通さないというのが条件として出されている。1、2番を通過して3番、4番にアプローチしていただく方法を考えている。そこで少し緩和をしたいと。

ただ、教育長ご指摘のとおり、季節的なものだとか、開設当初については、我々が想像する以上に人

が来られるものと想定されるので、状況を見て入場の予約制とか、最近では、スカイツリーは3カ月分の予約をとって5月以降に一般公開したとか、そういう方法についても今後検討が必要だと。とにかく閑静な住宅地で、静かな佇まいのいい場所なので、そこでわいわい騒ぐような集客施設にしたいとは考えていない。運営については非常に難しいが、地域とも連携をして、知恵を絞って、周りにご迷惑のかからない形でオープンに漕ぎ着けたいと考えている。

山田委員長

こちらができることで、野村総研跡地はどうなるのか。何か進んでいるのか。

世界遺産登録推進担当担当次長兼文化財部次長

博物館機能と美術館、それから埋文センター、野村の計画そのものはまだ生きている状態で、これから公共施設の再編計画等も経営企画部で対応を考えているので、その中で具体的な見直しがあると考えている。

(報告事項オは了承された)

カ 行事予定 (平成26年3月5日～平成26年4月30日)

山田委員長

次に、報告事項のカ行事予定についてだが、記載の行事予定について特に伝えたい行事があればお願いする。

教育部次長兼教育総務課担当課長

行事予定については議案集6ページから8ページをご参照いただきたい。6ページ下2段にあるが、3月13日に中学校卒業式、3月20日に小学校卒業式が予定されている。また8ページ6行目にあるが、国際ソロプチミスト鎌倉から軽自動車を寄贈いただくこととなり、中央図書館に設置するが、3月28日に庁舎前で贈呈式を予定している。その他記載のとおり講座等を予定している。

質問・意見

特になし

(報告事項カは了承された)

2 議案第24号 鎌倉市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について

山田委員長

議案第24号「鎌倉市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする。

教育部次長兼教育総務課担当課長

議案第24号「鎌倉市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」提案理由を説明する。

議案集は、9ページから11ページを御参照いただきたい。市長部局の特命担当である「世界遺産登録推進担当」が「歴史まちづくり推進担当」に名称変更となり、文化財に関する施設の整備に係る企画、渉外及び実施についての事項並びに文化財に関する施設の管理に係る総合的調整についての事項のうち、博物館等（鎌倉国宝館を除く。）の整備等に関する事項についての事務を補助執行することとなる。これに伴い、鎌倉市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則を制定しようとするものである。

11ページの新旧対照表をご覧ください。第2条第2項中「世界遺産登録推進担当」を「歴史まちづくり推進担当」に、「世界遺産に係る博物館等」を「博物館等（鎌倉国宝館を除く。）」に改めるものである。

なお、施行期日は、平成26年4月1日からとする。

以上で説明を終わる。

質問・意見

朝比奈委員

対照表を見ると、国宝館が改正後の案では抜かれているが、何か理由があるのか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

今回の歴史まちづくり推進担当の事務の中に、国宝館は含まれないという意味である。国宝館は独自の事務分掌がある。

(採決の結果、議案第24号は、原案どおり可決された)

3 議案第25号 学校医（内科）、学校歯科医、学校薬剤師の解嘱及び委嘱について

山田委員長

日程の3、議案第25号「学校医（内科）、学校歯科医、学校薬剤師の解嘱及び委嘱について」を議題とする。

学務課担当課長

議案第25号「学校内科医、学校歯科医及び学校薬剤師の解嘱及び委嘱について」、議案の説明をいたします。議案集は、12ページをご参照いただきたい。

本件については、学校保健安全法第 23 条の規定に基づき委嘱しておりますが、今回、鎌倉市医師会、鎌倉市歯科医師会及び鎌倉市薬剤師会から、以下の医師、歯科医師及び薬剤師につきまして、諸般の理由による辞職及びそれに伴う後任の推薦がありましたので、任期途中での委解嘱を行うものである。内容としては、学校内科医に関して、今泉小学校学校内科医として委嘱しておりました左近充裕啓氏から左近充智啓氏へ、学校歯科医については、大船小学校学校歯科医として委嘱しておりました柳澤三郎氏から柳澤洋之氏へ、玉縄小学校学校歯科医として委嘱していた 榎本光氏から羅添揚氏へ、山崎小学校学校歯科医として委嘱していた 羅添揚 氏から脇田秀明氏へ、さらに、学校薬剤師については、手広中学校学校薬剤師として委嘱していた高梨眞光氏から鈴木大介氏に委解嘱を行うものである。解嘱者については、平成 26 年 3 月 31 日付で実施し、後任者の任期は、前任者の残任期間である平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日とする。以上で説明を終わる。

質問・意見

特になし

(採決の結果、議案第26号は、原案どおり可決された)

4 議案第26号 平成26年度鎌倉市学校教育指導の重点について

山田委員長

日程の 4、議案第26号「平成26年度鎌倉市学校教育指導の重点について」を議題とする。議案の説明についてお願いします。

教育指導課長

議案第 26 号 「平成 26 年度鎌倉市学校教育指導の重点について」説明する。

2 月定例教育委員会において、「平成 26 年度学校教育指導の重点」の検討について報告させていただき、その後、教育委員の皆様からは内容について御了解をいただいた。事務局においても、その後の国や県の動向を鑑み、再度検討をした。その中で、次の点について変更をした。

別紙資料①をご覧ください。三つ目の重点項目では、最初に「全体で取り組むインクルーシブ教育の推進」という表現をしておりましたが、今年度と同じ「全体で取り組む支援教育の推進」という表現に戻した。理由としては、「インクルーシブ教育」という表現が、国から出される資料では「特別支援教育」に使われるケースが多く、ここは、教育的ニーズの必要な児童生徒すべてに関わると考え、この表現にした。それに伴って、四つ目部分も「家庭、地域及び関連機関との連携した支援教育の推進」から「家庭、地域及び関連機関との連携と情報の共有」に戻し、特別支援を包摂する表現にした。

なお、新たに「インクルーシブ教育の推進に向けた環境づくり」という一項目を設け、インクルーシブ教育の啓発がされるようにした。変更点は以上である。

なお、関連事業及び最後のページについては、平成 26 年度予算が決定した時点で整理する。

質問・意見

特になし

(採決の結果、議案第 26 号は、原案どおり可決された)

5 議案第27号 鎌倉市教育委員会委員長の選任について

山田委員長

日程 5、議案第27号「鎌倉市教育委員会委員長の選任について」を議題とする。
議案の説明についてお願いします。

教育部次長兼教育総務課担当課長

議案第 27 号「鎌倉市教育委員会委員長の選任について」ご説明する。議案集は 14 ページをお開きいただきたい。

現職の山田委員長は、平成 25 年 3 月 24 日に委員長に選任され、本年 3 月 23 日をもって委員長の任期が満了となる。については後任の委員長の選任をお願いするものである。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 12 条では、委員長の任期は 1 年、また委員長は再選されることができると規定されている。新委員長の任期は、平成 26 年 3 月 24 日から平成 27 年 3 月 23 日までの 1 年間となるが、この間、委員としての任期が終了する場合には、委員長としての任期も委員の任期終了日までとなる。

なお、この議題の審議にあたっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 5 項で「教育委員会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。」とされているが、後段のただし書きで「ただし、教育委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。」との規定があるので、ご承知いただきたい。説明は以上であるので、委員長の選任について、ご審議いただくようお願いしたい。

山田委員長

それでは、これより委員長の選任を行う。

選任の方法についてお諮りする。これまで委員長の選任は指名推選で行ってきたが、今回も指名推選とすることよろしいか。

(異議なし)

山田委員長

それでは、指名推選で行うこととする。
どなたか推薦をお願いしたい。

朝比奈委員

山田委員長にもう一度、もう 1 期お願いしたい。

山田委員長

ほかにないか。

下平委員

私も引き続き山田委員に委員長をお願いしたいと思う。

山田委員長

ほかに推薦はないか。

(なし)

山田委員長

ただいま委員長として私の名前を挙げていただいた。先ほどご説明があったように、議事の公正を図るため、議事に参与できないので、委員長を職務代理者の朝比奈委員にお願いしたい。

朝比奈委員

会の進行を交代した。山田委員長が委員長候補として挙がったので、ご説明のとおり、議事に参与できないが、ただし書きの規定により、このまま会議に出席していただき、これからお諮りしたいと思う。

ただいま、私を含めて二人の委員からご推薦の声が上がったが、山田委員に再び委員長をお願いすることに異議はないか。

(異議なし)

朝比奈委員

ご異議ないので、山田委員を鎌倉市教育委員会委員長に選任することと決定した。

それでは、山田委員長、引き続き1年間よろしくお願いしたい。

それでは、委員長を山田委員長に交代する。

6 議案第28号 鎌倉市教育委員会職務代理者の指定について

山田委員長

日程の6、議案第28号「鎌倉市教育委員会委員長職務代理者の指定について」を議題とする。

議案の説明についてお願いする。

教育部次長兼教育総務課担当課長

議案第28号「鎌倉市教育委員会委員長職務代理者の指定について」ご説明する。議案集は、15ページをお開きいただきたい。

委員長職務代理者は、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたとき、委員長に代わりその職務を行うもので、教育委員会があらかじめ指定することとされている。現職の委員長職務代理者である朝比奈委員は、平成25年3月24日に委員長職務代理者に指定され、本年3月23日をもって任期満了となる。つきましては後任の委員長職務代理者の指定をお願いするものである。委員長職務代理者の任期は特に定められていないが、慣例により、委員長の任期同様1年としている。よって、任期は平成26年3月24日から平成27年3月23日までの1年間となるが、この間、委員としての任期が終了する場合には、委員長職務代理者としての任期も委員の任期終了までとなる。

なお、この議題の審議にあたっては、先ほども説明したとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項、後段のただし書きの規定があるので、ご承知いただきたい。

説明は以上であるので、委員長職務代理者の指定について、ご審議いただくようお願いする。

山田委員長

それでは、これより職務代理者の指定を行う。

指定の方法についてお諮りする。これまで職務代理者の指定については、指名推選を行ってきた。今回も指名推選とすることによろしいか。

(異議なし)

山田委員長

それでは、指名推選で行うこととする。どなたかご推薦をお願いする。

朝比奈委員

下平委員にお願いしたいと思う。

山田委員長

ほかにいかがであるか。

齋藤委員

私も下平委員にお願いしたいと考えている。よろしく願います。

山田委員長

それでは、ただいまお名前の挙げた下平委員は、先ほど申し上げたように議事に参与はできないが、ただし書きの規定により、下平委員にはこのまま会議に出席していただくことによろしいか。

(異議なし)

山田委員長

それでは、ただいまお二人の委員から推薦のお声があった下平委員を委員長職務代理者に指定するこ

とにご異議ないか。

(異議なし)

山田委員長

異議なしと認め、下平委員を鎌倉市教育委員会委員長職務代理者に指定することと決定した。どうぞよろしくお願ひしたい。

それでは、ここで委員の皆様のご同意をいただき、一言ご挨拶を下平委員にお願ひしたいと思う。

下平委員

今、教育委員の役割が問われているときでもあるので、存在の意味を改めて考えながら、教育委員の皆様方と意味のある活動を今後も進めてまいりたいと思う。引き続き皆様のお世話になるが、よろしくお願ひしたい。

山田委員長

そのほか委員の皆様から何かあるか。

(なし)

山田委員長

以上で、本日の日程は全て終了した。3月定例会を閉会する。